

京田辺市告示 177号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、
令和8年度軽自動車税の督促状を下記のとおり公示送達する。

令和8年9月30日

京田辺市長 上村 崇



記

1 送達する書類

令和8年度軽自動車税督促状

2 送達を受ける者

別紙公示送達者一覧のとおり

3 備考

書類については、京田辺市市民部税務課に保管してありますので、京田辺市役所に来庁のうえ、受領してください。

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和8年度軽自動車税督促状 公示送達者一覧

No.	氏 名
1	河村 利行
2	藤野 貴史
3	大槻 愛佐久
4	林田 愛希
5	安東 徳之
6	小畑 直也
7	ナウラゲ ティリナ ナディシャン ナワラゲ (NAWALAGE THILINA NADEESHAN NAWALAGE)
8	山本 海斗
9	グエン マイン トゥエン (NGUYEN MANH TUYEN)
10	山元 利明
11	伊東 茂
12	浅野 成人